

第 3 0 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日

第 3 0 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 (木) 1 4 時 0 0 分
 2. 閉会日時 平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日 (木) 1 4 時 2 0 分
 3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
 4. 出席委員者の数 2 3 名 欠席者 8 名
 5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 5 号議案 非農地証明願について
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について
- 報告事項 平成 2 2 年度耕作放棄地全体調査報告について

議長

只今より、第30回島原市農業委員会総会を開会します。

本日、3番委員、4番委員、5番委員、9番委員、14番委員、17番委員、20番委員は公務のため、31番委員は所用のため欠席との連絡があっております。

出席委員は31名中23名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、29番委員、30番委員を指名します。

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番から2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、トラック、コンバイン1台ずつ所有しております。すべての許可要件を満たしております。

2番についても下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、管理機を1台ずつ、軽トラックを2台所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は25年の農作業歴があり、妻と2人で農業を営んでおります。

申請地について車で1分と耕作に大変便利な農地ですので問題ありません。

2番について、譲受人は10年の農作業歴があり、今回は自宅から500mと耕作に便利な農地ですので問題ありません。

議長

1番から2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転による許可についての1番から2番は許可することに決定します。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請と、第4号議案の、農地法第5条の規定による許可申請の1番は関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条規定による許可後の計画変更承認申請について、申請人は共同住宅建築の許可を得ていたが、都合により断念し、第4号議案の1番の譲り受け人が申請地を譲り受け、事務所用地として利用したいということです。申請地は都市計画区域内の第3種農地です。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は5条許可済地、南側、東側は農地、西側は道路になっております。

雨水は溜めますより道路側溝へ放流、汚水はくみ取り、生活雑排水は溜めますより道路側溝へ放流となり問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(異議なしとの発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認は認めることにし、第4号議案の1番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することにします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、駐車場として許可を得ていた、先ほどの第2号議案1番を隣接地ですが、共同住宅建築中止に伴い、駐車場が不要になったためです。

議長

ただ今、事務局より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案農地法第5条の規定による許可処分の取消願は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の取消願は認めることに決定し、県知事に送付することに決定します。

第4号議案の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案の2番について申請地を借り受け、住宅と物置を建築したいとの申請です。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。

被害防除計画については事前に配布済みですので、説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は使用貸人の農地、西側、東側は農地、南側は道路になっております。
雨水排水は道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との発声）

議長

異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と決定し、県知事に送付することに決定します。
3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番について申請地を譲り受け、住宅を建築したいとの申請です。申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画については事前に配布済みですので、説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は5条許可済地、西側は道路、東側は宅地、南側は水路になっております。
雨水排水は道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との発声）

議長

異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4 番について申請地を借り受け、農業用冷蔵庫 1 棟を建築したいとの申請です。申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画については事前に配布済みですので、説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は道路、西側、南側は農地、東側は賃貸人の農地になっております。
雨水排水は水路へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4 番は許可相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

異議なしと認めます。よって、4 番は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。第 5 号議案、非農地証明願の 1 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 5 号議案非農地証明願の 1 番について、申請人は昭和 57 年 7 月 1 日より店舗として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、西側は宅地、南側、東側は道路で建物も 20 年以上前から建っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 5 号議案の 1 番は非農地証明を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 5 号議案 1 番は非農地証明書を交付することに決定します。
2 番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2 番の申請人は昭和 4 5 年月日不詳ころより隣接地と交換し、鶏舎として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は道路、西側は申請人所有の農地、南側、東側は宅地になっており、鶏舎として 4 0 年以上利用されており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2 番は非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

異議なしと認めます。よって、2 番は非農地証明書を交付することに決定します。
3 番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3 番の申請人は昭和 3 0 年月日不詳ころより作業用倉庫として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は宅地、南側、東側は道路、西側は農地になっており、建物はたばこ乾燥小屋として 5 0 年以上利用されており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3 番は非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

異議なしと認めます。よって、3 番は非農地証明書を交付することに決定します。
第 6 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	1件	2筆	2, 422m ²
耕作権の再設定	1件	1筆	1, 022m ²
合 計	2件	3筆	3, 444m ²

次に農業経営基盤強化法による所有権移転については6ページのとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

次に平成22年度耕作放棄地全体調査について、事務局より報告をお願いします。

事務局

先月、実施いたしました耕作放棄地の調査結果については別紙のとおりになっておりますので報告いたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がないようですので、これで第30回島原市農業委員会総会を閉会します。

